新潟県知事 花角英世 　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請年月日　令和　　　年　　　月　　　日

マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

新潟県移住・就業支援事業及び新潟県企業支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

**１　申請者欄**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | フリガナ |  |
| 法人名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 法人の代表者氏名 |  |
| 本社所在 | 〒000-0000 | 電話番号(代表) |  |
| 担当氏名 |  | 担当電話番号 |  | e-mail |  |
| 法人番号 |  |

**２　申請者に係る確認事項**（該当する欄に〇を付けてください）

（１）国が定める要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①官公庁等でない（国又は地方公共団体が設立・出資・出捐している団体でない）②官公庁等であるが、出資金10億円未満の第三セクターである、又は地方公共団体から補助を受けている法人である　　　　　※①と②どちらかに該当すれば「はい」 | はい | いいえ |
| 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でない | はい | いいえ |
|  | 〇上記の回答が「いいえ」の場合のみ、記載する資本金が概ね50億円未満で、地域の経済構造の特殊性等から資本金額のみの判断では合理性を欠く場合で市町村の推薦に基づき知事が認めた法人（市町村推薦については地元市町村にご相談ください） | はい | いいえ |
| みなし大企業でない（大企業等から出資を受けている場合は該当する場合があります。下記※１をご確認ください。） | はい | いいえ |
| 本社所在地が東京圏（※2）以外の地域又は条件不利地域（※3）にある法人である又は、本店所在地が東京圏にあるが東京圏以外を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する法人である（移住支援金対象求人において新潟県内に勤務地を限定する採用を行う） | はい | いいえ |
| 雇用保険の適用事業主である | はい | いいえ |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではない | はい | いいえ |
| 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない | はい | いいえ |

（２）移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する制約事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　新潟県移住支援金事業に関する報告及び立ち入り調査について、新潟県及び新潟　県内の地町村から求められた場合には、それに応じます。 | 誓約する | 誓約しない |
| ２　マッチング支援事業における移住支援金対象法人にかかる登録の申請にあたって、虚偽の内容を申告したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。 | 誓約する | 誓約しない |

※１ 本事業に係る「みなし大企業」は下記のいずれかの法人とする。

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人。

・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている資本金10億円未満の法人。

　　注）上記項目の資本金10億円以上の法人が２.（１）の２番目の要件で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

※２　東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

|  |
| --- |
| 管理コード（新潟県使用欄）： |

※３　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法

　　　（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）